



浄化槽で きれいな水を自然に返そう

浄化槽は適正な 維持管理 法定検査を！

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

◆ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

◆ 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

◆ 年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

◆ 許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

◆ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に行う必要があります。その後、毎年1回行う必要があります。

◆ 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎0299-2914004）にお申し込みください。

※法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合がございます。

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

◆ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽をお使いのみなさんへ

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らせます。

身近な水環境の保全のため、補助金制度（例年4月から募集）を活用し、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

お問合せ

・茨城県生活環境部環境対策課
☎0299(301)2966
・坂東市生活環境課
☎0297(21)2189

浄化槽はきれいな水を自然に戻します

